

## 連光寺・若葉台里山保全地域の 区域の拡張及び保全計画の変更について【概要】

### 1 連光寺・若葉台里山保全地域概要

- 既指定面積 32,923 m<sup>2</sup> (多摩市 15,723 m<sup>2</sup>、稲城市 17,200 m<sup>2</sup>)
- 多摩丘陵の北部である多摩市東部、稲城市との市境に位置し、多摩市連光寺六丁目及び稲城市若葉台四丁目にまたがる地域
- 樹林地や耕作地、湿地など多様な環境が組み合わさった里山景観
- 野生動植物保護地区に指定している谷戸の湿地には、キバサンガガイ、ミズコハクガイ等の希少貝類（絶滅危惧 I 類）やヘイケボタル、ホトケドジョウ等が生息し、都内において稀有な湿地環境を有する。



キバサンガガイ(殻径 1mm)  
(東京都レッドリスト I 類)



ミズコハクガイ(殻径 4mm)  
(東京都レッドリスト I 類)

位 置 図



出典：国土地理院発行2.5万分の1地形図



湿地内の水路



湿地内の水田



### 3 審議の経過

- 令和2年2月28日 計画部会委員 現地視察  
○令和2年8月6日 計画部会 審議  
※区域の拡張及び保全計画の変更について了承

### 4 計画部会における主な審議の内容

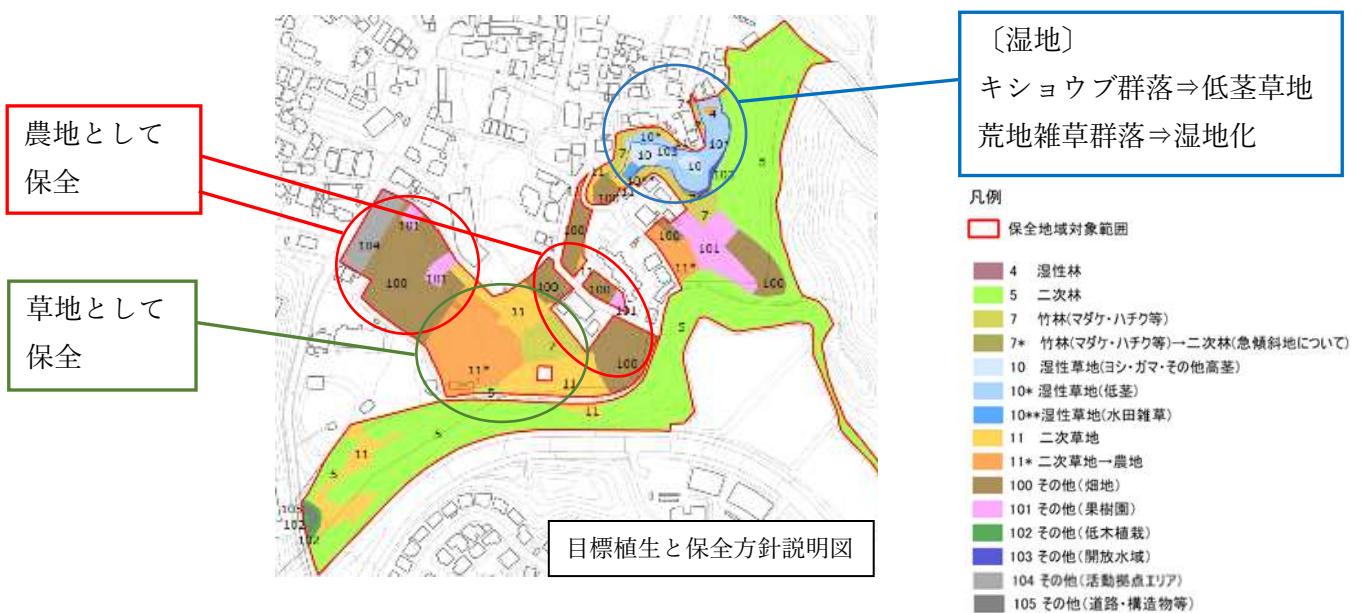
#### <保全計画の主な変更点>

##### [拡張区域]

- 水源涵養機能を保全するため、主に農地及び草地として保全  
○拡張区域の農地は、都民ボランティア、福祉団体、近隣の住民団体等多様な主体と協働して農作業の場として活用

##### [湿地]

- 拡大しているキショウブ群落は、貝類に配慮しながら複数年かけて除去し、低茎の湿性草地へと移行を図る。  
○湿地の下流部に現れた荒地雑草群落は、湿地化を図る。



#### <委員からの主なご意見>

- 連光寺は、多摩市内に残された数少ない谷戸であり、とても貴重な場所である。今回の拡張により、湿地の集水域内の最も開発の可能性の高い部分を指定することができ、よかったです。
- 湿地の管理は、希少な貝類がどこにどの程度いるかなど、現状を正確に把握した上で、戦略的な作業計画を作成・実行し、その結果をモニタリングし、検証することが重要である。
- 湿地におけるモニタリングの調査結果等も分かりやすく伝えるなど、地域の方々に愛着を持ってもらって、価値を知ってもらえるような形を作っていくことが良い。
- ネオニコチノイド系の農薬は、水生生物に多大な影響を与えるようだ。保全地域における農業は、生物多様性と両立する環境にやさしい農業であることが望ましい。

東京都情報公開条例の非開示情報に当たる希少種の位置情報については、掲載しておりません。

## 連光寺・若葉台里山保全地域

の指定について

(区域の拡張)

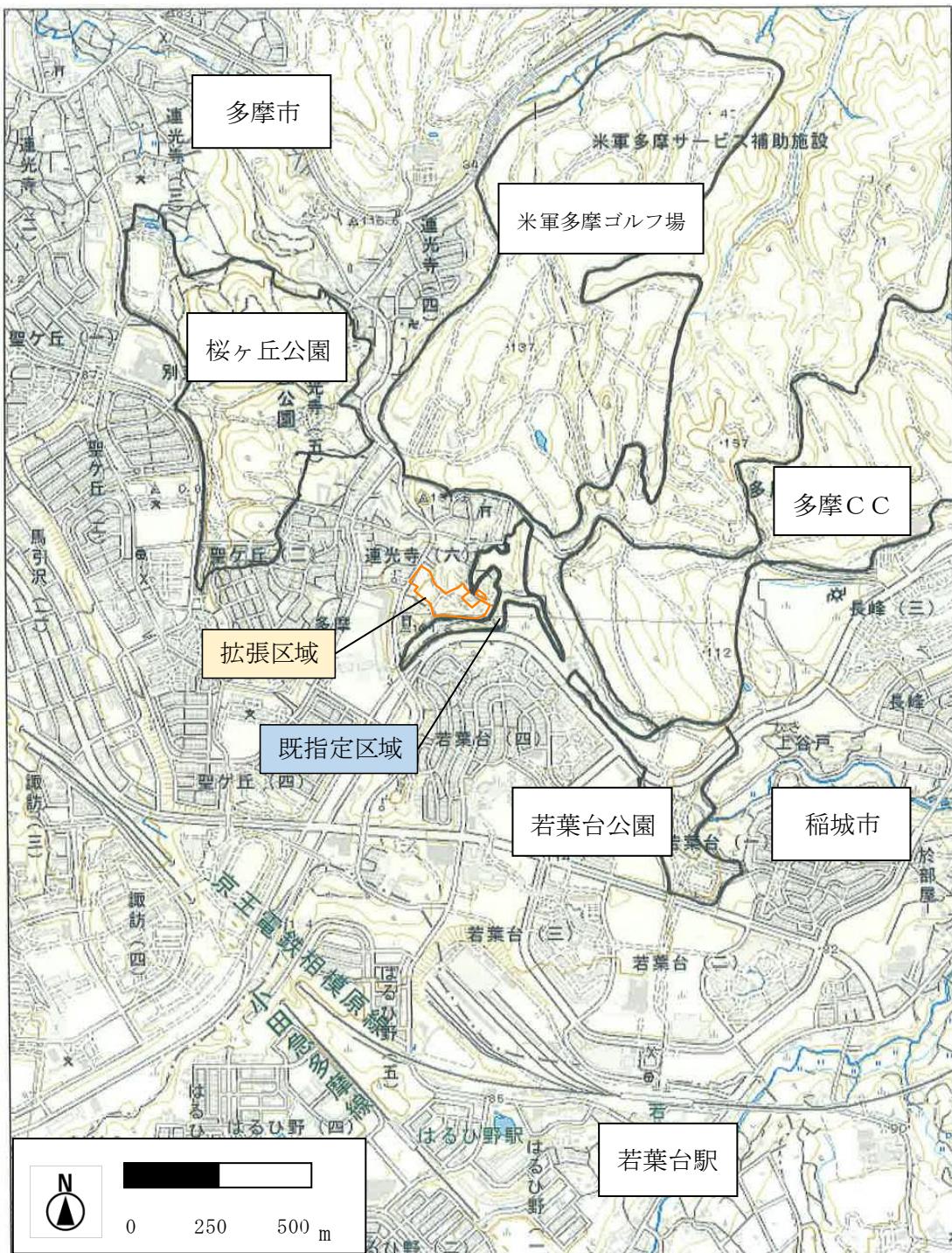
指 定 書(案)

保全計画書(案)

令和2年 月 日

東京都環境局自然環境部

連光寺・若葉台里山保全地域（仮称）案内図



出典：国土地理院発行2.5万分の1地形図

※保全地域指定書及び保全計画書内の図面は、特段の記載がない限り、国土地理院長の承認（平19関公第377号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（2都市基交第472号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

## 保全地域指定書（案）

- 1 種 別 里山保全地域
- 2 名 称 連光寺・若葉台里山保全地域
- 3 位 置 多摩市の東部に位置する連光寺地区及び稻城市の西部に位置する若葉台地区にまたがる地域
- 4 拡張する区域 多摩市連光寺六丁目 11 番 1 外 16 筆 ( $16,371 \text{ m}^2$ )  
※別表及び別図 1 に示す地域
- 5 拡張する面積  $16,371 \text{ m}^2$   
(既 指定 区域)  $32,923 \text{ m}^2$   
(合 計)  $49,294 \text{ m}^2$
- 6 拡張する区域の概要 多摩丘陵の北部である多摩市東部、稻城市との市境に位置し、既指定地である谷戸の集水域に含まれる休耕地及び竹林である。  
(1) 都市計画上の区域 市街化区域  
(2) 都市計画上の用途地域 第一種低層住居専用地域  
(3) 土地所有関係 民有地及び公有地
- 7 拡張する理由 既指定地の野生動植物保護地区(別図 2 に示す地域)の湿地環境の集水域に当たり、湿地に生息・生育する希少な動植物の保全に欠かすことのできない水源涵養の役割を担っている区域である。このため、保全地域に指定し、当該地を将来にわたり保全する必要がある。

## 別 表

### 【拡張する区域】

多摩市連光寺六丁目 11番1、12番3、12番5、12番6、12番7、12番8、12番9、  
12番11、12番12、12番13、12番15、12番16、16番9、  
17番2、17番4、17番7、17番8

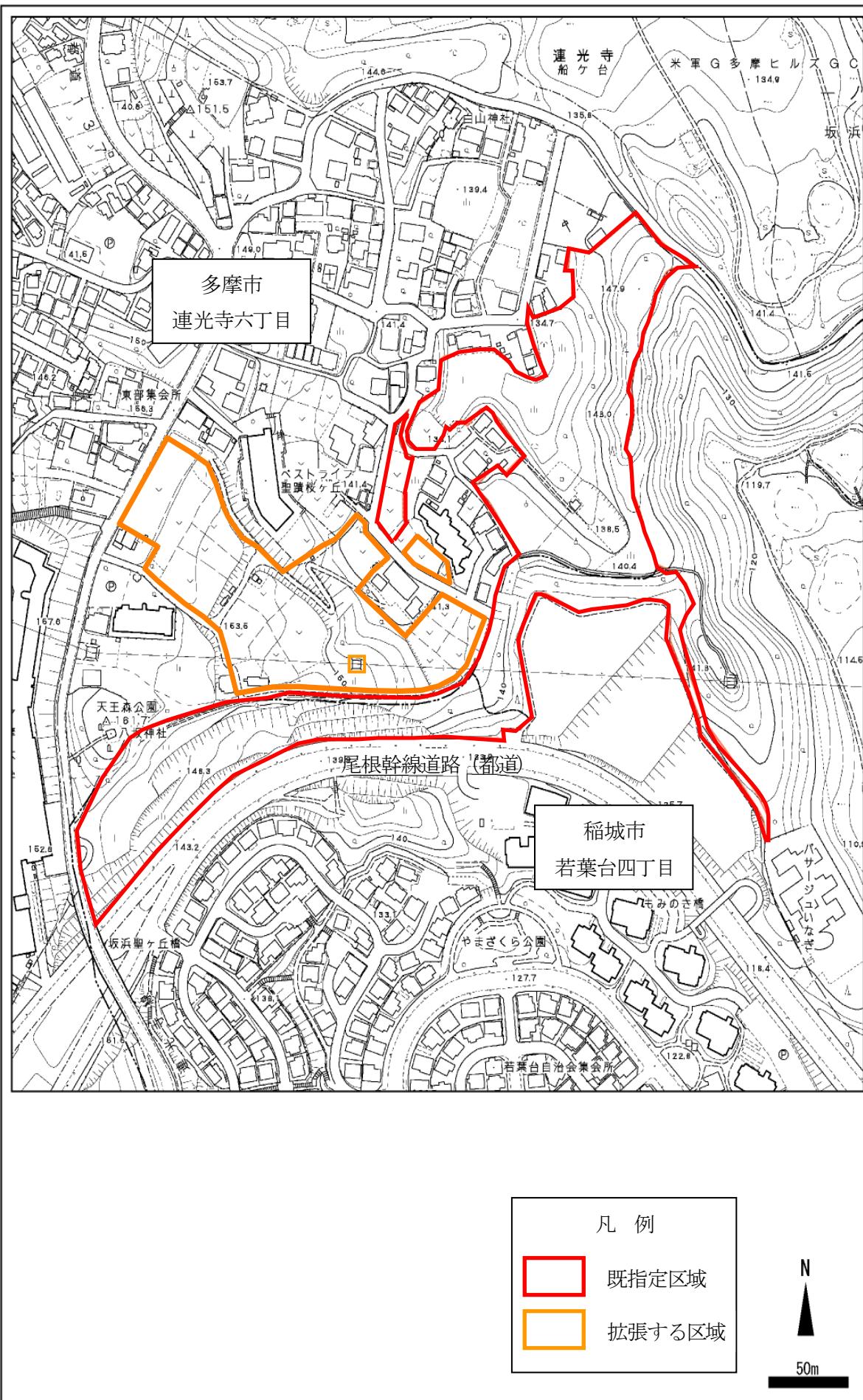
### 【既指定区域】

多摩市連光寺六丁目 9番6、9番14、9番15、9番16、9番21、9番22、9番24、  
9番25、9番38、9番39、10番3、10番9、10番12、  
10番13、10番14、10番15、10番19、10番21、10番22、  
10番23、10番24、10番25、10番26、11番9、11番10、  
11番11、11番12、11番13、11番42、11番43、11番44、  
11番45、11番46、11番49

稻城市若葉台四丁目 28番、29番

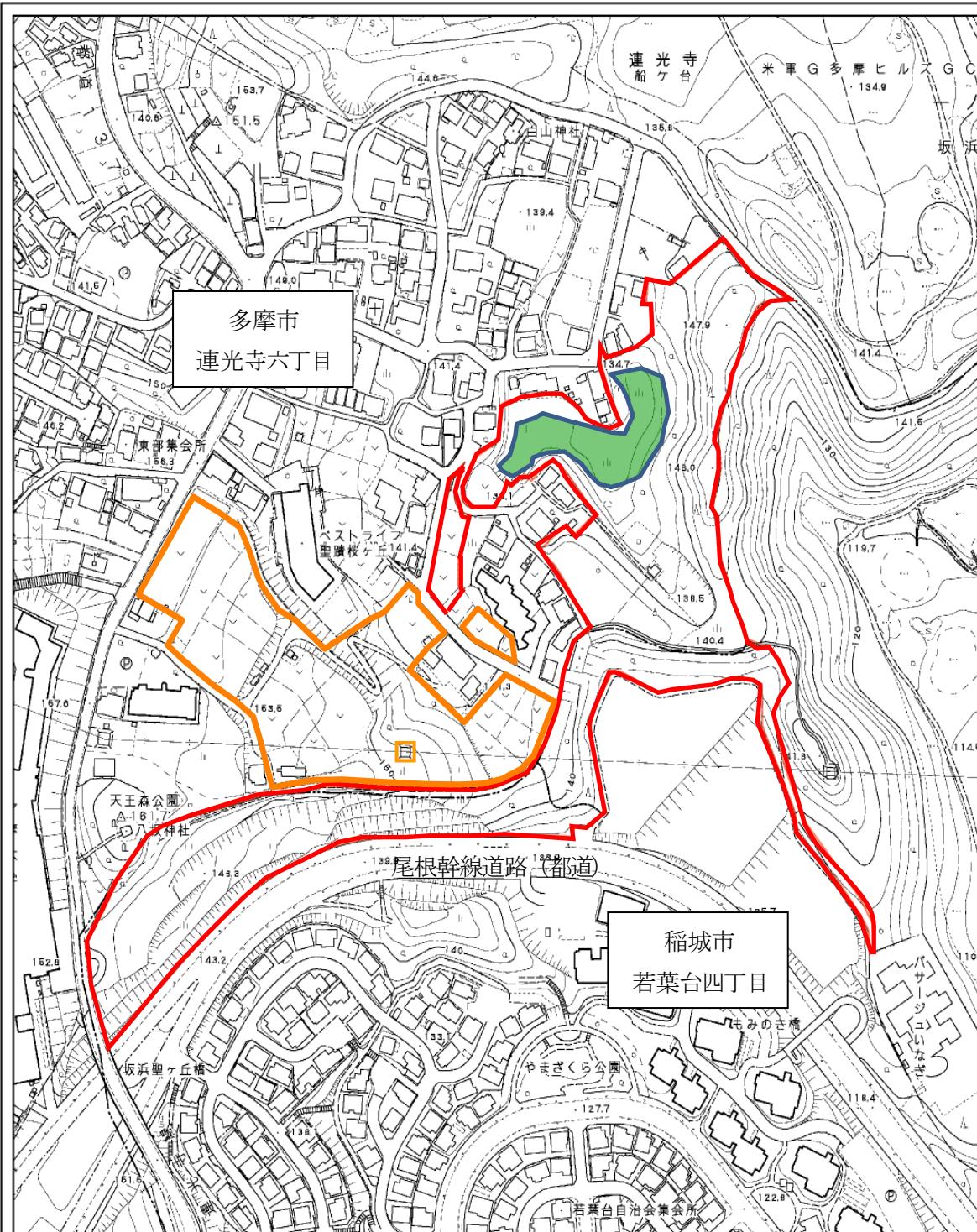
別図 1

連光寺・若葉台里山保全地域 区域図



別図2

野生動植物保護地区対象地



凡 例



既指定区域



拡張する区域



野生動植物保護地区

N

50m

## 保全計画書（案）

### 1 自然の概況及び特質

当区域は、多摩丘陵の北部に位置し、多摩川の支流に当たる谷戸川水系の流域に含まれる。多摩丘陵の北部は、昭和40年代から多摩地区で進められた新住宅市街地開発事業（多摩ニュータウン計画）によって宅地化が進み、そのほとんどが造成されている。しかし、当区域の位置する都道137号線の東側の一部は、新住宅市街地開発事業の対象から外れた場所に当たり、現在でも樹林地、耕作地、休耕地の湿地等が残存する場所となっている。

当区域の谷戸及び樹林地には、植物のタマノカンアオイ、ギンラン、キンラン、ササバギンラン、アマドコロ、キツネノカミソリ等が分布し、谷戸の湿地はエゾノサヤヌカグサ、昆虫類のヘイケボタル及びキイロジョウカイ、魚類のホトケドジョウ、底生動物のマメシジミ類及びヤマサナエ等希少な動植物が残存する場所となっている。特に、谷戸の湿地では、キバサンガガイ（環境省：絶滅危惧I類、東京都：絶滅危惧I類）、ナタネキバサンガガイ（環境省：絶滅危惧II類、東京都：絶滅危惧II類）及びミズコハクガイ（環境省：絶滅危惧II類、東京都：絶滅危惧I類）が非常に高い密度で発見されており、陸産及び淡水産の貝類の生息地としては、都内唯一の稀有な湿地環境となっている。

また、谷戸の水域では、要注意外来種のアメリカザリガニが確認されていない点も特徴として挙げられる。水域の外来種が少ないことが、生物多様性及びかつての多摩丘陵の生物相が保全されている理由の一つと考えられる。

当区域の谷戸は、湿地の集水域を構成しており、そのうちの南西部は、主に農地として利用され、湿地への水源涵養の機能を果たしている。

### 2 自然の保護と回復の方針

高密度に生息するキバサンガガイ、ナタネキバサンガガイ及びミズコハクガイを含む淡水産及び陸産貝類の生息環境の保全を図るとともに、残された多摩丘陵の里山環境を保全していく。

また、野生動植物保護地区を指定し、希少な動植物をはじめとした里山環境の生物相を保全する等生物多様性に資する取組を行っていく。

#### （1）希少な生物の保全

キバサンガガイ、ナタネキバサンガガイ、ミズコハクガイ等の貝類の生息環境である谷戸の湿地は、研究者との連携を維持し、継続的にモニタリング（観測）を行いながら保全する。

#### （2）水辺性の里山環境の保全

多摩丘陵の里山環境にみられるシュレーゲルアオガエル、ホトケドジョウ、エゾノサヤヌカグサ等の生息・生育環境保全のため、適切な管理と継

続的なモニタリング（観測）を行いながら保全する。

### (3) 里山環境の保全

~~周辺の樹林環境との連続性に配慮し、多摩丘陵において人との関わりの中で形成してきた里山環境を保全する。~~

タマノカンアオイ、キンラン、アマドコロ、キツネノカミソリ等が生育する樹林の適切な管理と継続的なモニタリング（観測）を行いながら保全する。植栽地等は、計画的にコナラ及びクヌギが優占する落葉広葉樹林の形成を図る。

また、現状の草地環境も保全する。

### (4) 農地の保全

~~周辺の樹林環境との連続性に配慮し、多摩丘陵において人との関わりの中で形成してきた里山環境を保全する。~~

~~また、草地環境の保全も図る。~~

~~里山環境の一部を構成する農地の保全を図り、湿地への水源涵養機能その他の自然環境が有する多様な機能の保全を図る。~~

農地は、基本的に地権者及び農地利用者が継続して営農する。営農に際しては、里山環境保全の視点から、農薬等の使用を控える等のルールや、草刈り等の日常の管理作業に係るルールを検討する。

また、都民ボランティア等の多様な主体が積極的に営農に参加し、協力できるような、~~都民ボランティアとの~~協働関係を形成する。

## 3 自然の保護と回復のための規制に関する事項

条例第24条の規定に基づき、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更、土石の採取、木竹の伐採等の規制を行う。

なお、本計画に基づいて実施する保全事業については、規制の対象としない。

人の立入りから動植物を保護するため、湿地部を歩く経路を定める等の対策をとる。

## 4 植生管理に関する事項

当区域を保全し、利活用していくに当たり、植生の現状を把握した。

これを踏まえ、2の方針に基づき、区域ごとに目標植生及び植生の管理方針を定めた。これに従い、それぞれの地域の地形、土壤、目標とする景観又は生物環境の特性及び利活用の計画を考慮しながら、具体的な管理方針を検討していく。

この具体化された管理方針に基づき、樹林管理（皆伐、除伐、下草刈り、落葉搔き等）及び湿地管理（草刈り、水量調整、水田耕作等）を都民と協働しながら継続的に実施する。

また、耕作地及び果樹園については現状の耕作を継続する。当該管理の作業の成果については、継続的に観測し、植生管理に活用していく。

## 5 施設に関する事項

農作業、環境学習、体験活動等を実施するに当たり、地域内にトイレ、休憩場所等の活動拠点施設や保全地域における活動で使用する機材を収納する倉庫等の施設を必要に応じて設置する。

保全地域の活用を図り環境学習を促進するために案内板、解説板等を、地域に生息・生育する動植物を保護するために制札板、人の立入りを制限する柵等を必要に応じて設置する。

## 6 保全地域の活用その他の運営に関する事項

2の方針に基づき、植生管理、施設の整備、保全地域の活用等の保全事業を進めるために、都民ボランティア、専門家、地域住民、多摩市、稻城市、東京都等で構成する協議の場を定期的に設ける。

また、都民と協働して次のように利活用する。

(1) 森林部分においては、動植物の生息・生育環境の保全を目的とし、都民のボランティア活動として除間伐、下刈り等を行い、樹林環境管理を行う。ボランティア活動により発生した材は、可能な限り資源として有効に活用する。

(2) 谷戸部の一部は、希少な動植物の生息・生育環境の保全を目的として管理するため、利用を制限する。

また、多摩丘陵において里山として形成してきた自然環境が、希少な動植物の生息・生育環境となっていることから、その回復を図るため、草刈り、水田耕作等を行う。それらの作業に際しては、希少な動植物の生息・生育環境に影響のない範囲で、環境学習又は体験活動の場として活用する。

(3) 耕作地（民有地）は、地権者の協力を得ながら、体験環境学習又は体験活動の場として活用する。

耕作地（公有地）は、都民ボランティア、福祉団体、近隣の住民団体その他の多様な主体との協働により、農作業の場として活用するほか、環境学習、体験活動の場等として活用する。

(4) (1)から(3)までの活用を行うに当たっては、企業等が必要な人材又は資機材を提供するなどの社会貢献活動を行う場としての活用も検討する。

(5) 希少な動植物や、生物多様性の保全に資する研究等の場として活用する。

## 7 野生動植物保護地区の指定に関する事項

貝類のキバサナギガイ、ナタネキバサナギガイ及びミズコハクガイをはじめとする希少な湿地の生物を保護するため、条例第25条第1項の規定に基づき、連光寺・若葉台里山保全地域の谷戸部の一部を野生動植物保護地区に指定する。

(1) 指定区域 連光寺・若葉台里山保全地域の谷戸部の一部（別図2図1に示す区域）

(2) 指定区域の面積 0.27ha

(3) 保護すべき野生動物の種類

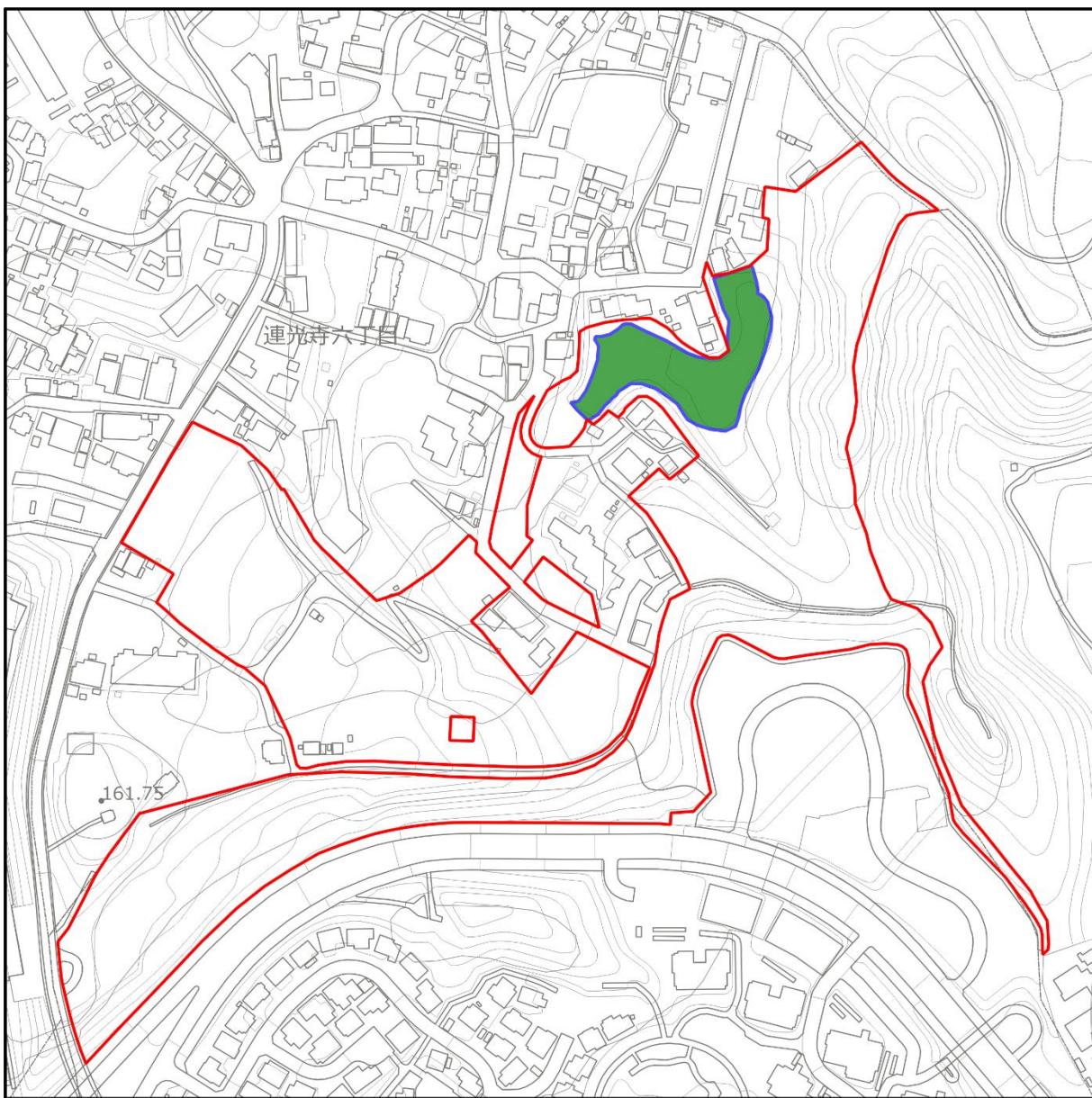
条例第25条第3項の規定に基づき野生動植物保護地区内に生息する次に掲げる動物を、捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。

両生類：ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、シュレーゲルアオガエルその他の両生類全種（ただし外来種を除く。）

魚類：ホトケドジョウ

昆虫類：ヒメアカネ及びヘイケボタル

貝類：キバサンギガイ、ナタネキバサンギガイ及びミズコハクガイ



凡例

□ 保全地域対象範囲

■ 野生動植物保護地区

N

50m

図 1 野生動植物保護地区対象地

## 8 区域別保全・利活用の方針

保全及び利活用の視点から、図2に示す6エリアに区分し、それぞれの保全・利活用の方針について表1に示す。また、植生図を図3に、現存植生図番号対応表を表2に示す。

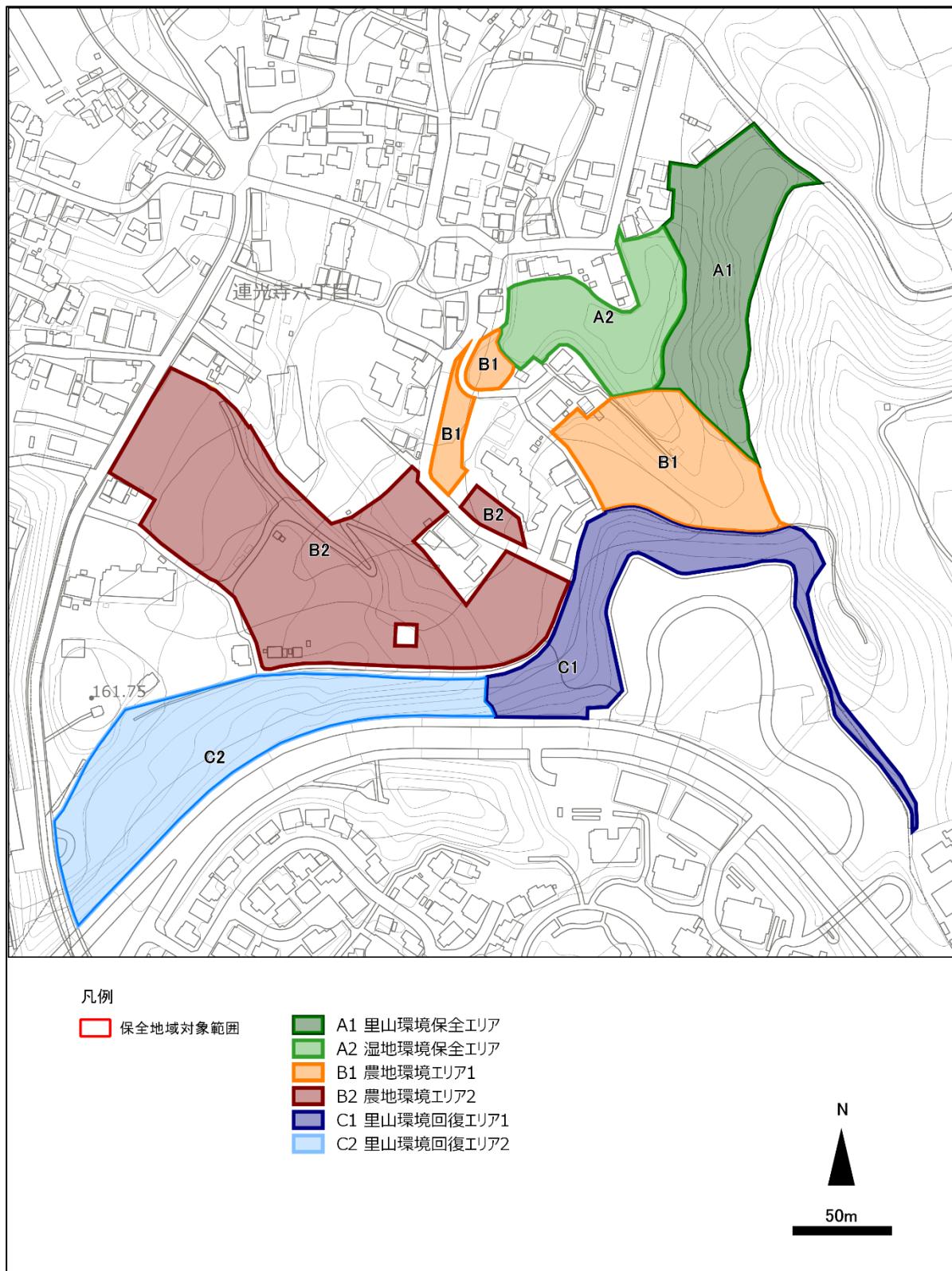


図2 エリア別保全・利活用方針図

表1(1) エリア別保全・利活用の方針

エリア名		現況の自然特性	保全の方針	利活用の方針
A1	里山環境保全 エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>コナラ、シデ類、ヤマザクラが優占し、低木には常緑広葉樹が見られる落葉広葉樹林となっている。</li> <li>林床にはタマノカンアオイ、キンラン、ササバギンラン、シュンラン等が生育する。一部にはアズマネザサが繁茂する。</li> <li>ヒタクワガタやキマダラカミキリ、アカシジミなども生息する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>落葉広葉樹林の保全及び当該区域の里山環境を目標とした、クヌギ・コナラ林の回復を図る。</li> <li>クヌギやコナラ等に依存する生物の生息・生育空間の保全、回復を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的に樹林地の管理とモニタリングを行う。</li> <li>コナラ林は、豊かな動植物の生息・生育環境になるように手入れする。</li> </ul>
A2	湿地環境保全 エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>谷戸の下流部は、水際の樹林地に覆われ、やや薄暗い環境を呈している。谷底面にはミゾソバ群落やキショウブ群落が分布し、一部にやや乾燥化したカナムグラ群落荒地雜草群落や竹林等が分布する。ヒメアカネ、ヘイケボタル等やや薄暗い環境を選好する種類が見られる。</li> <li>谷戸上流から中流部では、谷底面にはヨシ、ガマ群落やエゾノサヤヌカグサ群落が分布する。希少な貝類が比較的よく見られる場所で、キンヒバリ、キイロジョウカイ等が見られる。</li> <li>最上流部は、現在はガマ群落やヨシ群落となっているが、平成23年まで水田環境が見られた。また、アカガエル類及びシュレーベルアオガエルの産卵場所並びにホトケドジョウの繁殖地となっており、シオヤトンボ等が見られる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>柵の設置等を行い、希少種の保全を行う。</li> <li>希少な貝類の生息環境を保全する。特に水環境の維持と外来種対策を行い、アメリカザリガニ等についてモニタリングを継続して実施し、侵入が確認された場合には駆除する。</li> <li>日陰の湿地を部分的に維持し、ヘイケボタル、ヒメアカネ等の生息環境を保全する。</li> <li>水田環境の復元による里山景観と、カエル類やホトケドジョウをはじめとする水田環境の多様な生物相を保全する。</li> <li>周辺の樹林や竹林は適切に空間を管理し、湿地への拡大を抑制する。</li> <li>コクランの生育環境を保全する。</li> <li>キショウブについては、湿地に生息する動物への影響を考慮しながら複数年かけて除去し、主に低茎の水生草地への移行を図る。</li> <li>湿地内の荒地雜草群落は、耕耘を行い、湿地化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的に立入りを制限し、立入りは湿地の管理とモニタリング等の機会に限定する。</li> <li>湿地の管理手法として、伝統的な水田管理の手法を用いる。管理の体制や影響の程度を見極めながら、当区域の希少性と価値を周知するための限定的な活用を検討する。</li> </ul>
B1	農地環境 エリア1	<ul style="list-style-type: none"> <li>谷戸の集水域に位置し、水源涵養の役割を担うとともに、里山の様な景観を形成している。</li> <li>放棄地や果樹園の草地にはクルマバッタ、ショウリョウバッタモドキ等が生息する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水源涵養の機能を保全する。</li> <li>農地と草地環境を保全する。</li> <li>現状の営農者を尊重しつつ、農薬の使用、施肥及び草刈のルール作りを行う等の協力を得る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的に、現在の営農を継続して実施する。</li> <li>営農者及び地権者との協議を行い、畑の体験教育等の環境学習、体験活動の場等としての活用を検討する。</li> <li>草地環境の維持管理を通して、当該地域の希少性及び価値を周知し、環境学習の場として活用する。</li> </ul>
B2	農地環境 エリア2	<ul style="list-style-type: none"> <li>谷戸の集水域に位置し、水源涵養の役割を担う。指定時は、里山の様な景観を形成していたが、拡張時には休耕地や竹林が分布する。</li> <li>休耕地はセイタカアワダチソウやオオアレチノギク、ヒメムカシヨモギ等の外来雜草群落や低茎の荒地雜草群落が分布する。竹林は、マダケが優占し、屋敷林等にも侵入し拡大している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水源涵養の機能を保全するためには、農地や草地環境等として維持管理する。</li> <li>農地として利用を開始するまでは、草刈りを行い、草地環境を維持する。</li> <li>竹林は、拡大を抑え、一部を草地に転換し、生物の多様性を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農作業の場として活用するほか、環境学習、体験活動の場等として活用する。</li> <li>草地環境の維持管理を通して、当該地域の希少性及び価値を周知し、環境学習の場として活用する。</li> </ul>
C1	里山環境回復 エリア1	<ul style="list-style-type: none"> <li>コナラ、シデ類、ヤマザクラが優占し、低木には常緑広葉樹が見られる落葉広葉樹林となっている。</li> <li>林床のほとんどはアズマネザサが繁茂するが、尾根道脇にアマドコロ、樹林地の裾にキンラン等が見られる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>落葉広葉樹林の保全及び当該区域の里山環境の保全を目標とした、クヌギ・コナラ林の回復を図る。</li> <li>クヌギ、コナラ等に依存する生物の生息・生育空間の保全及び回復を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該区域の希少性及び価値を周知し、環境教育学習の場として活用する。</li> </ul>
C2	里山環境回復 エリア2	<ul style="list-style-type: none"> <li>コナラ、ヤマザクラ等が植栽されて高木林となっているほか、ススキ草地が分布する。草地環境には、ショウリョウバッタモドキ等が生息する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>落葉広葉樹林の保全及び当該区域の里山環境の保全を目標とした、クヌギ・コナラ林の回復を図る。</li> <li>クヌギ、コナラ等に依存する生物の生息・生育空間の保全及び回復を図る。</li> <li>草地環境の維持及び管理を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該区域の希少性及び価値を周知し、環境教育学習の場として活用する。</li> </ul>

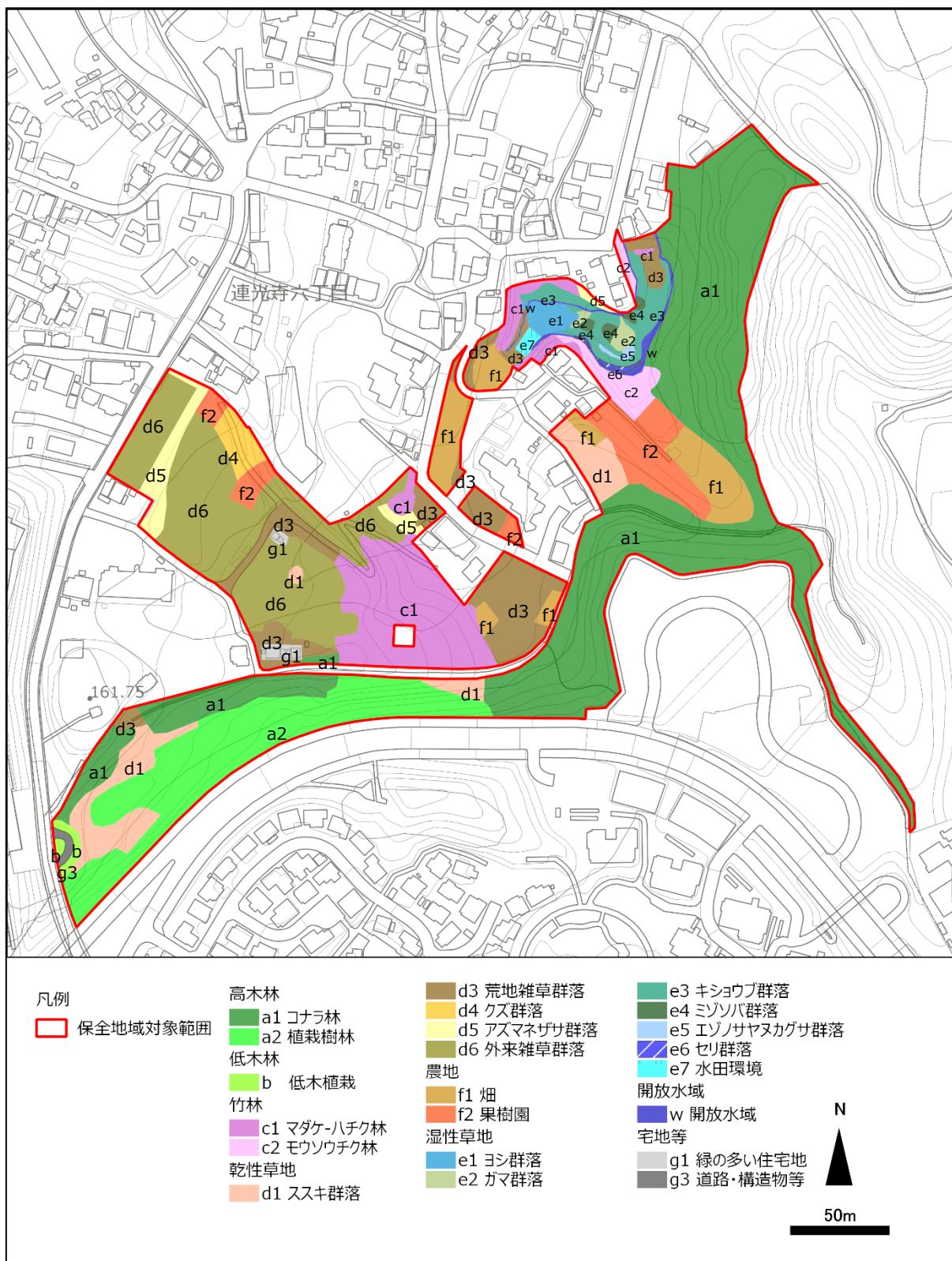


図3(1) 現存植生図 (全域)

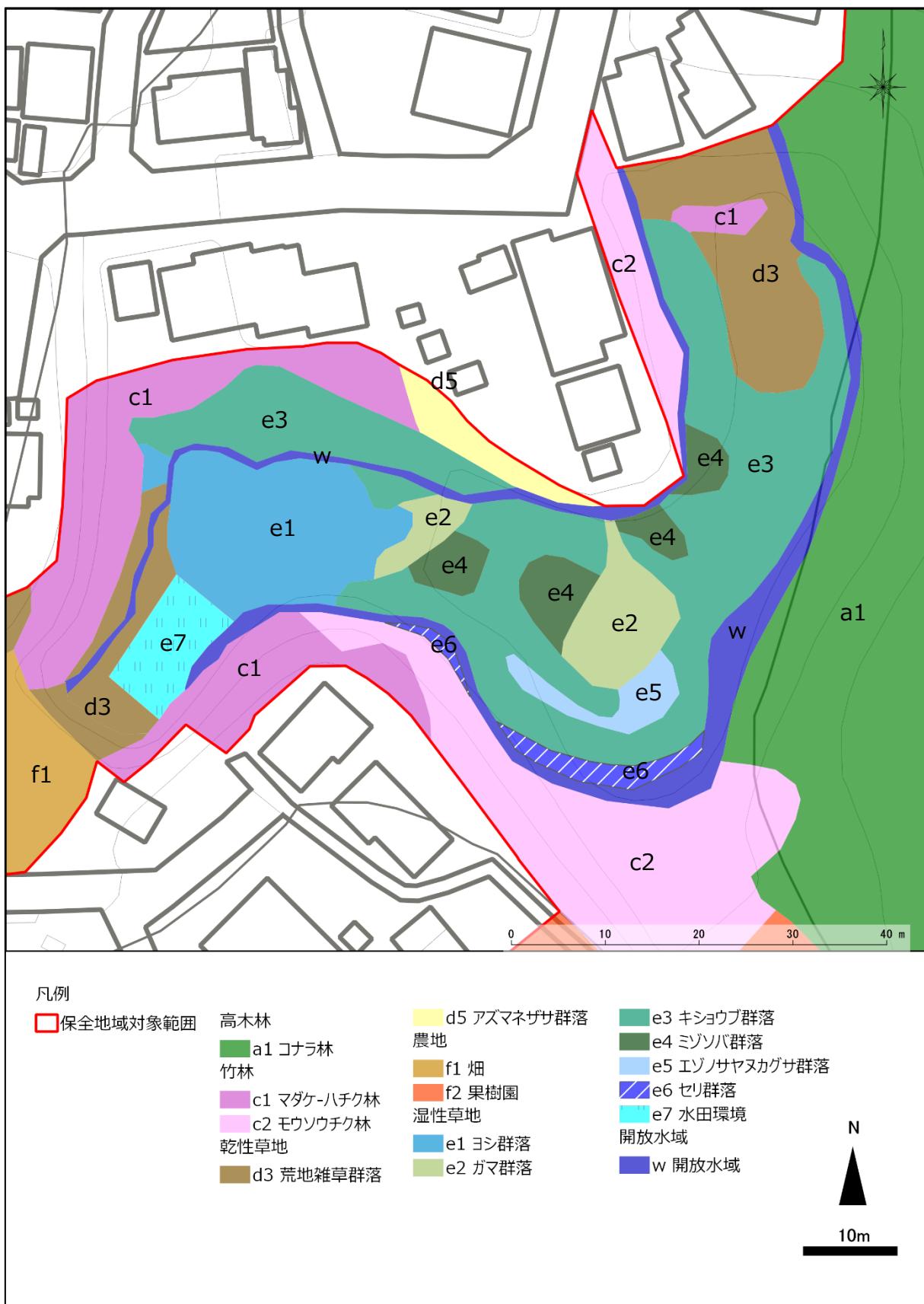


図3(2) 現存植生図（野生動植物保護地区及び周辺）

表2 東京都現存植生図番号対応表

大区分		細区分		植生番号	保全・利活用エリア					
					A1	A2	B1	B2	C1	C2
a	高木林	a1	コナラ林	19	●	●	●	●	●	●
		a2	植栽樹林	66						●
b	低木林	b	低木植栽	66						●
c	竹林	c1	マダケーハチク林	28		●		●		
		c2	モウソウチク林	28		●	●			
d	乾性草地	d1	ススキ群落	30			●	●		●
		d2	カナムグラ群落	34		●				
		d3	荒地雑草群落	36		●	●	●		●
		d4	クズ群落	34				●		
		d5	アズマネザサ群落	30		●		●		
		d6	外来雑草群落	41				●		
e	湿性草地	e1	ヨシ群落	11		●				
		e2	ガマ群落	11		●				
		e3	キショウブ群落	11		●				
		e4	ミヅソバ群落	40		●				
		e5	エゾノサヤヌカグサ群落	40		●				
		e6	セリ群落	45		●				
		e7	水田環境	45		●				
f	農地	f1	畠地	35			●	●		
		f2	果樹園	38			●	●		
W	開放水面	W	開放水面	74		●				
g	住宅地	g	道路・構造物等	70				●		●

## 9 エリア別目標植生・管理方針

エリア別の目標植生及びを図4に、管理方針を表3~表7に示す。

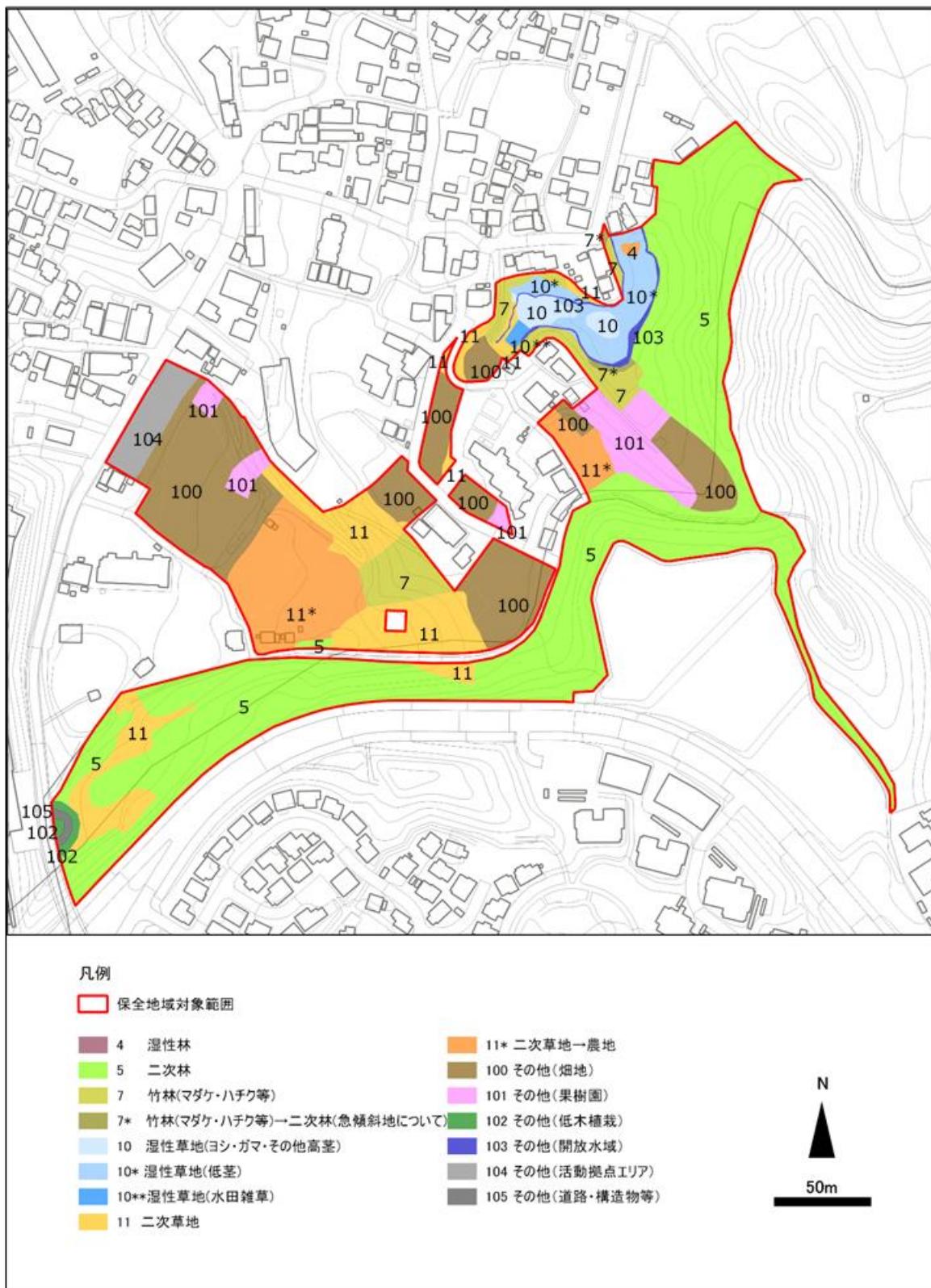


図4 目標植生図

表3 A1 里山環境保全エリア 管理方針

エリア名		現存の植生		目標とする植生		管理方針及び方法	A 主木	B 下草	C 落葉	D 植栽	E 草地	
		番号	名称	番号	名称							
A1	里山環境保全 エリア	a1	コナラ林	5	二次林 (コナラ林)	林床の注目すべき種を保全するため、林床の下刈りを冬季(12月及び1月)に実施する。林床植物や低木が繁茂している場所は、夏季(7月)に実施する。下刈りをする場合は、タマノカンアオイへの影響がない様に、必要な場所では目印をつける等の配慮を行う。 林縁や宅地等に近い場所には、ヤブを残す場所も設定する。 長期的には環境に配慮しながら皆伐による森林の更新を図る。	3	2	1	1	-	

表4 A2 湿地環境保全エリア 管理方針

エリア名	現存の植生		目標とする植生		管理方針及び方法	野生動植物保護地区の管理方針					
	番号	名称	番号	名称		A 主木	B 下草	C 落葉	D 植栽	E 草地	
A2 湿地環境保全エリア(野生動植物保護地区)	a1	コナラ林	5	二次林 (コナラ林)	必要に応じ裾刈りや間伐を行う。樹林と湿地の状況を見ながら、順応的な管理を行う。	3	2	1	1	-	・キバサナギガイ、ナタネキバサナギガイ、ミズコハクガイ、ヒメアカネ、ヘイケボタル、ホトケドジョウ、ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、シユレーゲルアオガエル等の希少種が生息する湿地全域を一つのビオトープユニットとして捉え、一体的な管理を行う。
	c1	マダケ-ハチク林	7	竹林 (マダケ-ハチク林)	現状の竹林が拡大しないようにする。 $1m^2$ に1、2本の密度にする。 若い竹を残すようにし、若い竹林を維持する。	3	3	2	1	-	・湿地の外周部に柵を設け、閉鎖管理を行うことにより、希少種の持ち去り行為やオーバーユースを防ぐ。
	c2	モウソウチク林	7	湿性林	湿地の下流部の竹林は、ハンノキなどの湿性林に転換し、ヘイケボタル等の生息環境として住宅地からの光を遮る緩衝帯としての役割を検討する。	4	2	2	2	-	・アメリカザリガニ等の外来種の侵入に備え、湿地のモニタリングを継続的に行い、外来種を確認した場合には、直ちに排除する。
	d2	カナムグラ群落	10	水生草地 (水田雜草群落)	現状の竹林が拡大しないようにする。 $=坪3m^2$ に1、2本程度の密度にする。若い竹を残すようにし、若い竹林を維持する。	3	3	2	1	-	・開放水面については、堆積物が見られた場合に泥を寄せるなどし、現状を維持する。ホトケドジョウの見られる水の流れについても堆積による堰き止めが見られた場合に速やかに原状復旧などを行う。
	d3	荒地雜草群落	10*	湿性草地 (低茎)	住宅地が隣接するため、住宅地からの光を遮る緩衝帯としての役割を検討する。 群落の一部は、水田環境に依存する生物の保全を目的とした耕耘を行い、湿地化を図る。	-	-	-	+	4	・カナムグラ群落 荒地雜草群落を耕耘し水生湿性草地として湿地化する等、湿地部の乾燥化を防ぐ。
	d5	アズマネザサ群落	11	二次草地	水田環境に依存する生物の保全を目的とした耕耘を行い、湿地化を図る。	-	-	-	1	4	・外周樹林の拡大を防止とともに、林縁の日当たりに配慮し、ヘイケボタルやヒメアカネ等が生息する日陰の湿地を維持する。
	e1	ヨシ群落	10	水生湿性草地 (ヨシ群落) (ヨシ・ガマ・その他高茎)	湿地に隣接するため、年に2,3回程度刈取りを行い、背丈が高くならない草地環境を維持する。	-	-	-	1	4	・カエル類やホトケドジョウ等の生息する水田環境を保全するための耕作等を行う。
	e2	ガマ群落	10	水生湿性草地 (ガマ群落) (ヨシ・ガマ・その他高茎)	現状の群落が拡大しないようにする。	-	-	-	1	1 2	・カナムグラ群落 荒地雜草群落を耕耘し水生湿性草地として湿地化する等、湿地部の乾燥化を防ぐ。
	e3	キショウブ群落	10*	水生湿性草地 (水田雜草群落) (低茎)	西側の一部でカエル類やホトケドジョウ等の水田環境に依存する生物の保全を目的とした水田耕作を行う。水田環境の状況を見ながら、順応的な管理を行う。	-	-	-	1	1 2	・カエル類やホトケドジョウ等の生息する水田環境を保全するための耕作等を行う。
					複数年かけてキショウブを除去し、ヨシ草地等の高茎湿性草地低茎の湿性草地への移行を図る。 ヨシ・ガマなどの高茎湿性草地が拡大する場合は、広がりすぎないよう状況を見ながら適宜除去する。 貝類の生息環境に配慮しながら、順応的な管理を行う。	-	-	-	1	4	・カエル類やホトケドジョウ等の生息する水田環境を保全するための耕作等を行う。

エリア名	現存の植生		目標とする植生		管理方針及び方法	A 主木	B 下草	C 落葉	D 植栽	E 草地	野生動植物保護地区の 管理方針
	番号	名称	番号	名称							
A2 湿地環境保全 エリア (野生動植物 保護地区)	e4 ミゾソバ群落	10		水生湿性草地 (水田雜草群落) (ヨシ・ガマ・その他高茎)	西側の一部でカエル類、ホトケドジコウ等の水田環境に依存する生物の保全を目的とした水田耕作を行い、畦畔植生の回復を図る。水田環境の状況を見ながら、順応的な管理を行う。 谷中央部から上流部にかけては、ヨシ・ガマなどの高茎草地化を図る。しかし、広がりすぎないよう状況を見ながら順応的な管理を行う。	-	-	-	1	2 ▲ 4 1 ・ 2	
					現状を見守りながら、必要に応じて部分的に耕耘するなどの、順応的な管理を行う。	-	-	-	1	2 ・ 4	
	e5 エゾノ サヤヌカグサ 群落	10*		水生湿性草地 (低茎)	現状を見守りながら、必要に応じて部分的に耕耘するなどの、順応的な管理を行う。	-	-	-	1	2	
	e6 セリ群落	10*		湿性草地 (低茎)	現状を見守りながら、水路に落ち葉などが堆積した場合などには搔き取り、潤湿な状態を維持する。	-	-	-	1	1	
	e7 水田環境	10**		湿性草地 (水田雜草群落)	カエル類やホトケドジコウ等の水田環境に依存する生物の保全を目的とした水田耕作を行い、畦畔植生の回復を図る。 水田環境の状況を見ながら順応的な管理を行う。	-	-	-	1	-	
	W 開放水面	100 103		その他 (開放水面)	現状を見守りながら、堆積物が多い場所の泥を寄せるなどの、順応的な管理を行う。 流水箇所については、生物や水の状況を確認しながら、現状を維持する。	-	-	-	1	-	

なお、保全・利活用の方針と目標植生に基づいた湿地の管理方針図を図4-5に示す。

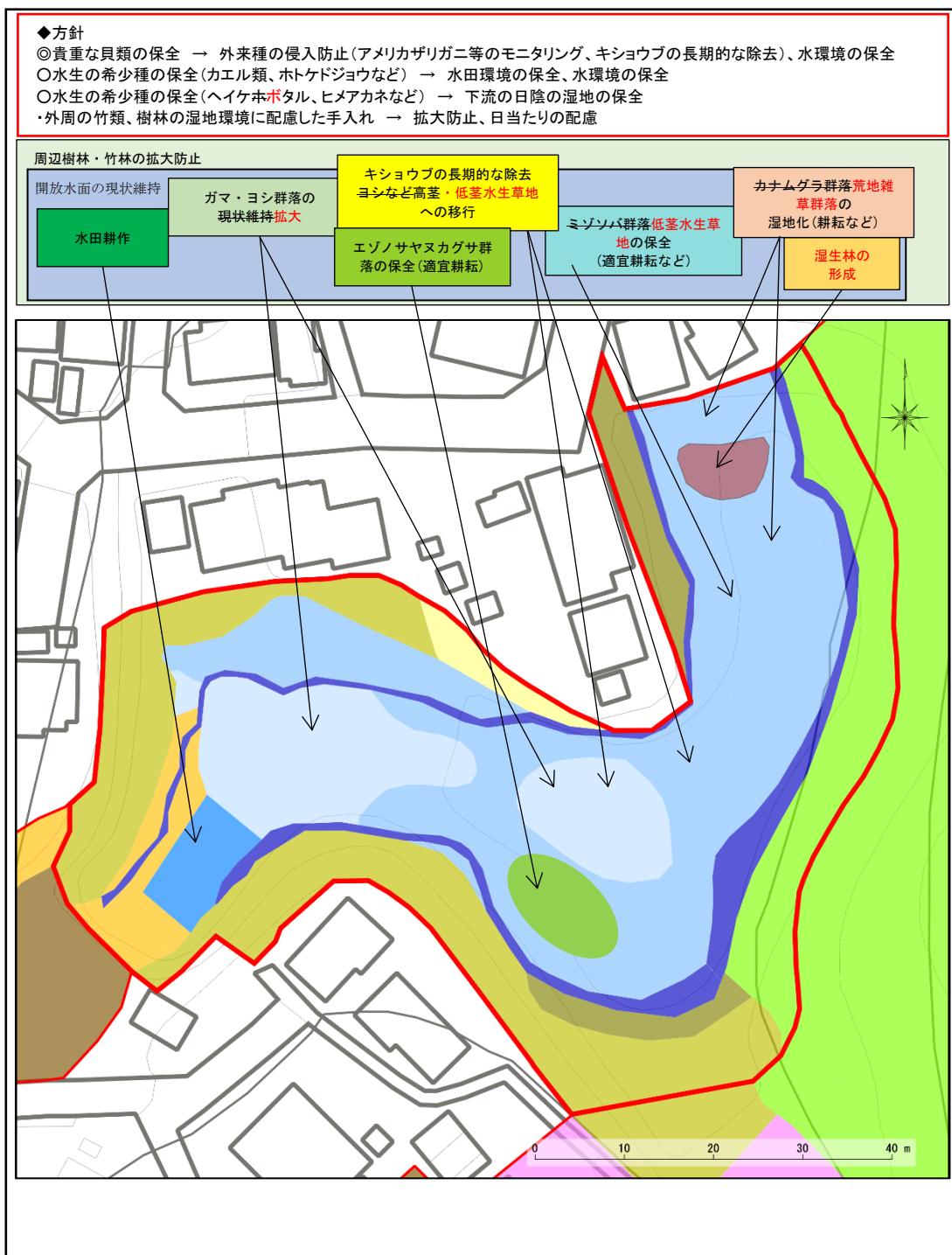


図4-5 湿地の管理方針

表5 B1 農地環境エリア 管理方針

エリア名	現存の植生		目標とする植生		管理方針及び方法	A 主木	B 下草	C 落葉	D 植栽	E 草地
	番号	名称	番号	名称						
B1 農地環境 エリア1	a1	コナラ林	5	二次林 (コナラ林)	農地に隣接する樹林地の林床は、明るい林床を維持するため、冬季(12月及び1月)に下刈りを行う。また、耕作地が日陰にならないように、裾刈りや間伐を行う。	3	2	1 <del>2</del>	1	-
	c2	モウソウチク 林	7	竹林 (モウソウチク林)	農地に隣接する竹林は、竹林の密度を一坪 <sup>3m<sup>2</sup></sup> 当たり1、2本程度に伐採する。伐採は、夏季(8月及び9月)に行うのが効果的である。また、耕作地が日陰になったり、竹林が広がらないように裾刈りや間伐を行う。	3	3	2	1	-
	f1	畠地	100	その他 (畠地)	基本的に地権者や耕作者の意向に沿って、営農を継続するが、保全地域の主旨として、自然環境を保全する目的から、農薬の使用等については、極力控えるように協力を得るようにする。 ボランティア活動団体が耕作に協力し、自然環境保全のための農地保全を行うことも検討する。	-	-	-	2	6
	f2	果樹園	100 <del>101</del>	その他 (果樹園)	基本的に地権者や耕作者の意向に沿って、営農を継続するが、保全地域の主旨として、自然環境を保全する目的から、農薬の使用等については、極力控えるように協力を得るようにする。 ボランティア活動団体が耕作に協力し、自然環境保全のための農地保全を行うことも検討する。	-	-	-	2	6
	d1	ススキ群落	11*	二次草地 (ススキ群落) (荒地雑草群 落)	ススキ群落として管理しながら、将来は農地への転換を検討する。	-	-	-	1	4
	d3	荒地雑草群落	11	二次草地 (荒地雑草群落) (ススキ群落)	耕作地に隣接する場所では、1m程度の幅で年に2、3回程度刈取りを行い、背丈が高くならない草地環境を維持する。 その他の地域では、年に1回程度(2月)刈取りを行い、ススキ草地等の高茎草地の環境を維持する。	-	-	-	1	2 ・ 4

表6 B2 農地環境エリア 管理方針

エリア名		現存の植生		目標とする植生	管理方針及び方法						
		番号	名称	番号	名称	A 主木	B 下草	C 落葉	D 植栽	E 草地	
B2 農地環境 エリア2		a1	コナラ林	5	二次林	耕作地への日照等に配慮して樹林地を管理する。	3	2	2	1	-
		c1 マダケーハチ ク林		7	竹林 (マダケーハチク林)	隣接する屋敷裏の谷地形は、斜面崩壊、土砂流出等を防ぐため、現状の竹林を維持する。1m <sup>2</sup> に1、2本の密度にする。若い竹を残すようにし、若い竹林を維持する。	3	2	2	1	-
				11	二次草地	竹を伐採し、低茎や高茎の多様な草地を形成し、水源涵養の役割と、生物の多様性を保全する。低茎草地では、年に2、3回程度、高茎草地は冬季に1回程度の刈取りを行う。	4	2	2	1	4
			11*	二次草地 (スキ群落) (荒地雑草群 落)	その他 (畠地)	竹を伐採し、低茎や高茎の多様な草地環境を維持しながら、将来は農地への転換を検討する。 草地を維持する期間は、低茎草地では、年に2、3回程度、高茎草地は冬季に1回程度の刈取りを行う。	-	-	-	1	4
			100	その他 (畠地)	竹を伐採し、農地に転換する。場合によっては、周辺の果樹園と同様に、果樹園とすることも検討する。	-	-	-	2	6	
		d1	スキ群落	11*	二次草地 (スキ群落) (荒地雑草群 落)	低茎や高茎の多様な草地環境を維持しながら、将来は農地に転換を検討する。 草地を維持する期間は、低茎草地では、年に2、3回程度、高茎草地は冬季に1回程度の刈取りを行う。	-	-	-	1	4
		d3 荒地雑草群落		100	その他 (畠地)	平坦地は、農地に転換する。斜面地や作業道などは低茎草地として維持する。 草地を維持する期間は、低茎草地では、年に2、3回程度、高茎草地は冬季に1回程度の刈取りを行う。	-	-	-	2	6
				11*	二次草地 (スキ群落) (荒地雑草群 落)	低茎や高茎の多様な草地環境を維持しながら、将来は農地に転換を検討する。 草地を維持する期間は、低茎草地では、年に2、3回程度、高茎草地は冬季に1回程度の刈取りを行う。	-	-	-	1	4
		d4	クズ群落	100	その他 (畠地)	農地に転換する。場合によっては、周辺の果樹園と同様に、果樹園とすることも検討する。	-	-	-	2	6
		d5	アズマネザサ 群落	100	その他 (畠地)	平坦地は農地に転換する。斜面地や作業道などは低茎草地として維持する。	-	-	-	2	6
		d6 外来雑草群落		11	二次草地	低茎や高茎の多様な草地を形成し、水源涵養の役割と、生物の多様性を保全する。低茎草地では、年に2、3回程度、高茎草地は冬季に1回程度の刈取りを行う。	-	-	-	1	4
				11*	二次草地 (スキ群落) (荒地雑草群 落)	低茎や高茎の多様な草地環境を維持しながら、将来は農地に転換を検討する。 草地を維持する期間は、低茎草地では、年に2、3回程度、高茎草地は冬季に1回程度の刈取りを行う。	-	-	-	1	4
			100	その他 (畠地)	平坦地は、農地に転換する。斜面地や作業道などは低茎草地として維持する。	-	-	-	2	6	
			104	その他 (活動拠点エリア)	農作業や環境学習等を行うに当たって必要となる施設の整備や低茎草地等の維持を行う。 施設整備に当たっては、雨水の浸透に配慮する。	-	-	-	1	4	

表7 B2・C1・C2 里山環境回復エリア1・2 管理方針

エリア名	現存の植生		目標とする植生		管理方針及び方法	A 主木	B 下草	C 落葉	D 植栽	E 草地
	番号	名称	番号	名称						
B2 農地環境 エリア2	f1 畑地	100	その他 (畑地)		現状を維持する。	-	-	-	2	6
	f2 果樹園	101	その他 (果樹園)		現状を維持する。	-	-	-	2	6
	g1 緑の多い住宅 地	11*	二次草地 (ススキ群落) (荒地雑草群 落)	その他 (畑地)	低茎や高茎の多様な草地環境 を維持しながら、将来は農地に転 換を検討する。 草地を維持する期間は、低茎草 地では、年に2、3回程度、高茎草 地は冬季に1回程度の刈取りを行 う。	-	-	-	1	4
C1 里山環境 回復エリア1	a1 コナラ林	5	二次林 (コナラ林)		林床を明るくする区域、鳥類等の 繁殖地としてヤブを残す区域等の 区域を設定した管理を行う。林床 を明るくする区域では、夏季(7月) と冬季(12月及び1月)に下刈りを 実施する。ヤブを残す区域では、 アズマネザサが密生しすぎないよ うに、様子を見ながら2、3年に1回 冬季に下刈りを行う等の対応を検 討する。高木については、密生す る場所では間伐を行う。	3	2	1	1	-
C2 里山環境 回復エリア2	a1 コナラ林	5	二次林 (コナラ林)		林床を明るくする区域、鳥類等の 繁殖地としてヤブを残す区域等の 区域を設定した管理を行う。林床 を明るくする区域では、夏季(7月) と冬季(12月及び1月)に下刈りを 実施する。ヤブを残す区域では、 アズマネザサが密生しすぎないよ うに、様子を見ながら2、3年に1回 冬季に下刈りを行う等の対応を検 討する。高木については、密生す る場所では間伐を行う。	3	2	1	1	-
	a2 植栽樹林	5 / 11	二次林 (コナラ林) ／二次草地 (ススキ群落)		間伐と下刈りを行い、コナラ林へ 移行する。ススキ群落に隣接する 場所では、ススキ群落のまとまりを 考慮し、一部をススキ群落等に草 地化することも検討する。	3 / -	2 / -	1 / -	1 / 2	- / 2
	b 低木植栽	6	植栽木 (低木植栽)		道路に囲まれた場所でサツキが 植栽されている現状を維持する。	1	2	1	1	-
	d1 ススキ群落	11 / 5	二次草地 (ススキ群落) (荒地雑草群落) ／二次林 (コナラ林)		ススキ群落、荒地雑草群落(低 茎草地)の区域を設定して管理す る。ススキ群落は年に1回程度(2 月)に刈取りを行い、ススキ草地等 の高茎草地の環境を維持する。 荒地雑草群落(低茎草地)は、 年に2、3回程度刈取り、背丈が高 くならない草地環境を維持する。 植栽樹林に隣接する場所では、 植栽樹林のまとまりを考慮し、群落 の一部をコナラ林へ移行すること を検討する。	- / 3	- / 2	- / 1	1	2 • 4 / -
	d3 荒地雑草群落	11	二次草地 (ススキ群落) (荒地雑草群落)		天王森公園に隣接する場所で は、年に2、3回程度刈取りを行 い、背丈が高くならない草地環境 (低茎草地)を維持する。 ススキ群落に隣接する場所は、 状況に応じてススキ群落とするか、 低茎草地を広げるかを検討する。	-	-	-	1	2 • 4

表8

## 植物群落名及びその植生図番号と植生自然度一覧

(東京都現存植生図(2007年版)より)

区分1	区分2	区分3	凡例番号	植物群落名
A	常緑広葉樹林	常緑広葉樹林	1	スタジイーヤブコウジ群集
			2	タブノキーイノテ群集
			3	シラカシ群集 ケヤキ亜群集
			4	シラカシ群集 典型亜群集
			5	シラカシ群集 モミ亜群集
			6	ケヤキーンラカシ屋敷林
			7	モミーシキミ群集
	河畔林および湿生林	河畔林および湿生林	8	ケヤキーオロハモミジ群集
			9	ハンノキーオニヌケ群集
B	河辺林	河辺林	10-1	タチヤナギ群集 他(ヤナギ高木林)
			10-2	イヌコリヤナギ群集(ヤナギ低木林)
			10-3	オニグルミ群落
	スゲ湿性植生	スゲ湿性植生	11	カサスケ群集 他(ヨシースゲ湿地)
			12	オギ群集 他(冠水河辺草原ー中流部)
	冠水河辺草本植物群落	冠水河辺草本植物群落	13	ツルヨシ群集 他(冠水河辺草原ー上流部)
			14-1	マコモーウキヤガラ群集
	抽水植物群落	抽水植物群落	14-2	ヨシ群落
			15	シオクグ群集 他(塩沼地植生)
I	夏緑広葉二次林	夏緑広葉二次林	16	ヒルムシロクラス(浮葉植物群落)
			17	ムクノキーミズキ群落
			18	コナラーカイギリ群落
			19	コナラーカヌギ群落
			20	コナラークヌギ群集 アカマツファシース
			21	コナラーキリ群集
			22	アカマツーヤマツツヅキ群集
			23-1	ニセアカシア植林(その他落葉広葉樹植林)
			23-2	ニセアカシア群落
			24	クロマツ植林
B	植林	植林	25	アカマツ植林
			26	スギ・ヒノキ植林
			27	テーダマツ植林 他(外国産針葉樹植林)
			28	モウソウチク・マダケ林
	竹林	竹林	29	メダケ群集
			30	カナムグラーグ群集
	林縁植物群落	林縁植物群落	31	ススキーチガヤ群落
			40	ヨシーオオクサキビ群落
B	二次草原および人工草地	二次草原および人工草地	32	人工芝バ草地
			33	牧草地、綠化法面草地
			35	ニシキソウーカラスピシャク群集(耕作烟雜草群落)
			36	ヒメムカシヨモギーオオアレチノギク群落(耕作放棄烟雜草群落)
			37	茶畠
			38	落葉果樹園
	多年生路傍植物群落	多年生路傍植物群落	39	苗圃
			41	セイタカアワダチソウ群落
			42	ヨモギーウガギク群集 他(路傍雜草群落)
			43	オオバコーカゼクサ群集 他(踏跡群落)
II	山地	山地	44	オオイヌタデーオオクサキビ群落 他(埋立地雜草群落)
			45	コナギーウリカワ群集 他(耕作水田雜草群落)
			46	ミゾソバ群集
			47	モミーイヌブナ群落
			48	ブナーツクバネウツギ群集 典型亜群集 典型変群集
			49	ブナーツクバネウツギ群集 典型亜群集 ラジロモミ変群集
			50	ブナーツクバネウツギ群集 タイミンガサモドキ亜群集
			51	コメツガーウラジロモミ群落
			52	コメツガーウラジロモミ群落 ヒノキファシース
			53	ツガーミツバツツジ群集 典型亜群集
III	山地	山地	54	ツガーミツバツツジ群集 ヒノキ亞群集
			55	シオジミヤマクマワラビ群集
			56	フサザクラータマアジサイ群集
			57	ミズナラーカリ群集(ミズナラーダケカンバ群落を含む)
			58	カラマツ植林
			59	スズタケ群落
			60	ススキーヤマトナオ群集
			60-1	マルバダケブキーヤマアワ群落
			61	ススキーマルバハギ群落
			61-1	マルバダケブキーヤマカモジグサ群落
IV	IV	IV	62	タラノキークサイチゴ群集 他
			63	シラビソーオオシラビン群集 コメツガ亜群集
			64	ミヤマクマササージモツケ群落
			65	ダケカンバーネコシデ群落
			66	樹群をもつ公園、墓地など
			67	緑の多い住宅地
			68	緑の少ない市街地・住宅地
			69	工場地
			70	造成地、人為裸地
			71	採石地
A	A	A	72	自然裸地
			73	広いコンクリート地
			74	開放水域

\* 区分1(クラス域) I : ヤブツバキクラス域、II : ブナクラス域、III : トウヒコケモモクラス域、IV : その他土地利用

\* 区分2 A:自然植生、B:代償植生

## 保全地域における植生保全の考え方と管理方針十

昭和52年2月 東京都  
自然環境保全審議会決定  
**令和2年9月 改正**

(1) に大別する現況の植生について、(2) のような考え方により、(3) の目標を設定して、その管理方針及び方法を(4) から選別する。

(1) 現況の植生	(2) 保全の考え方	(3) 目標とする植生	(4) 管理方針及び方法
自然林 1~10 47~56 63	過去に一度も伐採や下刈り等の干渉が加わっていない原生林及び二次的な林であるが長期間人為的な干渉が加わらなかつたため景観や種類組成が自然林に近づいている林	原則として、現状のまま保全する。	<p>A 主木の取扱い</p> <p>1 針葉自然林 2 落葉広葉自然林 3 常緑広葉自然林 4 湿生林 5 二次林 6 植栽林 7 竹林 8 陸生自然草原 9 湿原 10 水生湿性草地 11 二次草地</p>
二次林 17~22 57、65	自然林と植栽林以外の、二次的に形成された林。現在も人手が入っているか、人手が入らなくなつても明らかに自然林とは異なる、雑木林、マツ林等の林	(ア) 現在すでに自然植生に向かいつつある雑木林は、下刈りや落葉採取を行わず、自然林への移行を図る。 (イ) 周辺の状況等から明るい林として存続させるべきものについては、下刈り、除伐等を行う。 (ウ) 現在も薪炭等の利用を行っている林については、利用慣行は尊重するが、伐採の方法及び量について一定の制限を加える。 (エ) 自然の多様性を確保し、野生動物の生息環境を守るために、拡大造林(針葉樹の植栽林に変えることは抑制する。	<p>B 下草及び下層木の取扱い</p> <p>1 下刈り、除伐は行わず、現在の状態を継続させる。 2 樹種、時期、場所を選んだうえで、下刈り、除伐を行い、目標とする植生への移行を促す。 3 全面的に下刈りを行う。</p>
植栽林 23~28 58	スギ、ヒノキ、アカマツ等の人工植栽林	森林の多面的機能に留意して、伐期令(伐採する林の年令)の引き上げや、小面積伐採による伐採区域の分散等の指導を行う。	<p>C 落葉・落枝の取扱い</p> <p>1 採取を行わない。 2 採取を行う。</p>
草原 11~15 29~34、36 40~44、46 59~62、64	植生の大部分が草本で占められているところ(陸上自然草原、湿原、水生湿性草地、二次草地等)	(ア) 山地、河川敷等の自然草原は、原則として現状のまま保全する。 (イ) その他の二次草原については、周辺の環境条件や地域としての多様性を考慮して、草地としての保存、自然林もしくは二次林への誘導植栽等、その方法を選択する。	<p>D 植栽</p> <p>1 行わない。 2 目標とする植生の構成樹種の植栽を行う。 3 防災用植栽を行う。 4 野生動物の食餌植物の植栽を行う。 5 緩衝用植栽を行う。</p>
その他		地域の状況に応じ、個々に定める。	<p>E 草地の取扱い</p> <p>1 現状の草地のまま、放置する。 2 現状の草地のまま、刈り取りを行う。 3 自然の侵入を待って、放置する。 4 自然の侵入を待って、刈り取りを行う。 5 播種又は植え付けの後、放置する。 6 播種又は植え付けの後、刈り取りを行う。</p>

注1. (1) の左欄の番号は、表-1 植生群落名及びその植生図番号一覧の番号である。

注2. (4) は、植生が変化した結果として、目標達成のために当初定めた管理方針が不適当となった場合は、適宜管理内容を変更する。

## 保全地域制度の概要

### 1 保全地域とは（条例第 17 条）

「東京における自然の保護と回復に関する条例」により、良好な自然地や歴史的遺産と一体になった樹林などを東京都が指定する制度です。

保全地域は以下の 5 種類があります。

① 自然環境保全地域

大部分が天然林からなる森林の区域、貴重な動植物の生育地等の区域で、自然の保護が必要な区域

② 森林環境保全地域

植林地を対象とし、自然の回復・保護が必要な区域

③ 里山保全地域

丘陵地の農地や雑木林等を対象とし、自然の回復・保護が必要な区域

④ 歴史環境保全地域

歴史的遺産と一体となった自然を対象とし、自然の保護が必要な区域

⑤ 緑地保全地域

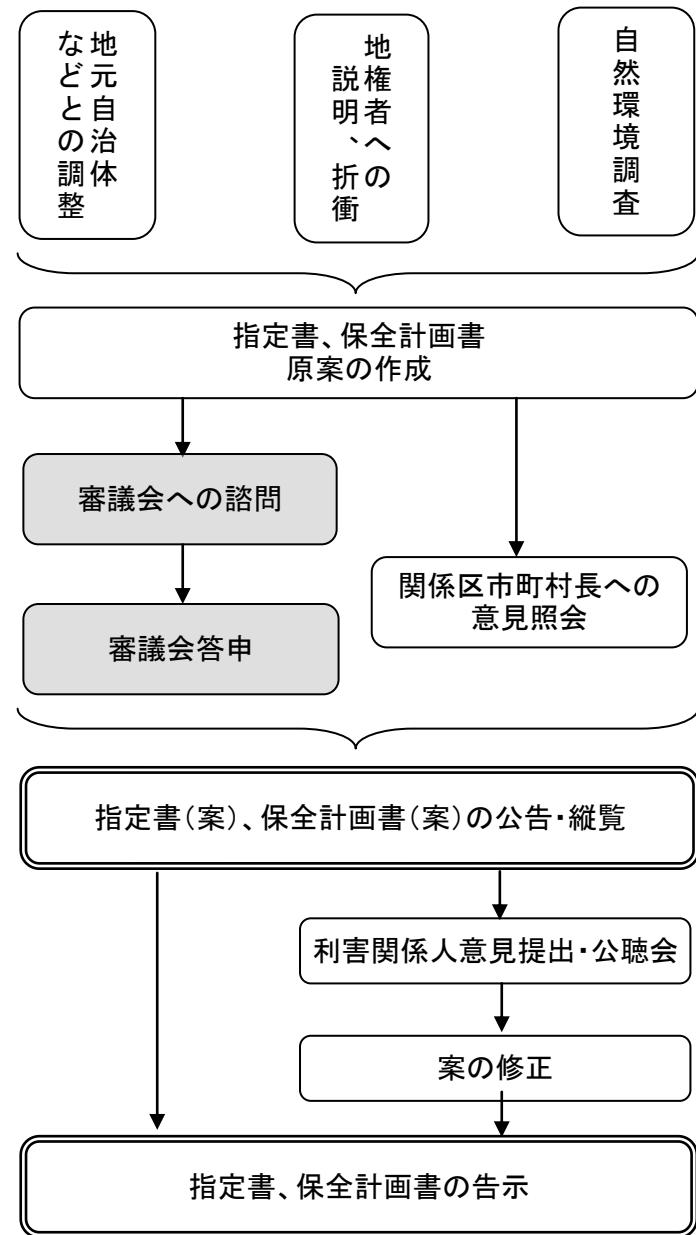
市街地近郊の樹林地や水辺地を対象とし、自然の保護が必要な区域

現在、東京都では 50 箇所（約 758ha）の保全地域が指定されています。

【保全地域（イメージ図）】



# 保全地域指定事務の流れ



## 2 指定された場合の行為制限（条例第24条）

保全地域の指定を受けると、公有地・民有地を問わず、以下に掲げるような行為が制限されます。

- ・建築物や工作物の新築・改築・増築
- ・宅地の造成や土地の開墾など、土地の形質変更
- ・鉱物掘採や土石採取
- ・水面の埋め立てや干拓
- ・木竹の伐採
- ・車の乗り入れ　など

なお、以下のケースのように、緊急性・公共性が高く、やむを得ない場合は、この限りではありません。

- 例)
- ・斜面が崩壊してコンクリート塀による補強が必要な場合
  - ・隣接地に枝が越境して剪定が必要な場合
  - ・水道管の埋設や電柱を立てる場合　など

※ 保全地域は、レクリエーション等を目的とした都市公園等とは異なり、良好な自然を保護し次世代に引き継いでいくためのものです。

このため、上記に掲げた行為のほか、火気の使用やマウンテンバイクの乗り入れ等はできませんが、自然を良好な状態に保つための保全活動（間伐や下草刈など）のほか、調査研究や自然観察会、散策などの利活用を行うことができます。

## 3 土地の買入れ制度（条例第34条）

前述2の土地利用制限の代償として、所有者から土地の買入れの申出があつた場合は、都による買入れが義務づけられています。

土地は、東京都が時価により買入れることになります。

## 4 野生動植物保護地区（条例第 25 条）

### （1）指定と規制内容（条例第 25 条）

保全地域内（自然環境保全地域及び森林環境保全地域では特別地区内）に固有の動植物や特定の野生動植物で稀有なもの等、特定の動植物の保護のため保全計画書に対象種を明記し野生動植物保護地区を指定し、野生動植物の捕獲又は採取等を禁止することができる。

例外：非常災害、保全事業、通常の管理行為で軽微なものや学術研究 等

### （2）罰則規定（条例第 65 条）

違反者には「6箇月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金」が科せられる。

保護地区 指定地域	保全地域 指定年度	保護地区 指定年	地域 面積	保護地区面積	採取を禁止する 生物種
八王子東中野 (緑)	昭和 62 年 8 月	昭和 62 年 8 月	1.1ha	カタクリ等の生育す る部分の土地（民有 地：無償借地）	ヤマルリソウ、ヤマトリカブト、 タマノカンアオイ、カタクリ、ワ ニグチソウ
図師小野路 (歴環)	昭和 53 年 7 月	平成 16 年 7 月	36.6ha	0.63ha (都有地のみ)	ミズニラ、ミズハコベ、アブノメ、 ミズオオバコ
横沢入 (里山)	平成 18 年 1 月	平成 18 年 1 月	48.6ha	48.6ha (都有地・民有地)	トウキョウサンショウウオ、ホト ケドジョウ、ゲンジボタル、カン アオイ、キンラン、エビネ
連光寺・若葉台 (里山)	平成 26 年 11 月	平成 26 年 11 月	3.3ha	0.27ha (都有地のみ)	ニホンアカガエル、ヤマアカガエ ル、シュレーゲルアオガエル、そ の他の両生類全種（ただし、外 来種を除く） ホトケドジョウ、ヒメアカネ、ヘ イケボタル、キバサナギガイ、ナ タネキバサナギガイ、ミズコハク ガイ